

コンプライアンス **M**マネジメント・
アプローチ

重要課題とアプローチ

川崎重工グループは、カワサキグループ・ミッションステートメントの「グループ経営原則」において「社会的責任を認識し、地球・社会・地域・人々と共生する」ことを謳い、「グループ行動指針」では構成員一人ひとりに「社会と人々から信頼される企業人となる」ことを求めています。

また、「川崎重工グループ行動規範」を制定し、判断のよりどころとなるべき倫理基準を定めています。

当社グループは、川崎重工グループ行動規範に則り、コンプライアンス違反を容認しない企業風土をさらに強化します。

また、当社グループの事業は政府、自治体、官公庁、官営企業向けの受注型製品も多いため、腐敗防止と公正な事業慣行の徹底に努めています。

重点活動 / 中長期目標

コンプライアンス違反の発生するリスクが、可能な限り正確にモニタリングされており、かつ当該リスクに応じた包括的で、効果的なコンプライアンス体制が構築され、継続的に運用され、定期的に更新されている状態を目指しています。

また、すべての役員・従業員が腐敗の問題の深刻さと防止の必要性を理解しており、当社が事業において腐敗に関与しないよう、十分に実効的な体制が構築され、定期的に更新されている状態を目指しています。

- 2019 - 2021年度の達成像
 - 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
 - 海外連結子会社の内部通報制度：運用拡大
 - コンプライアンス従業員意識調査の実施(国内外)
 - 行動規範に関するeラーニングの実施(国内外)

進捗 / 成果 / 課題

- 2020年度目標
 - 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
 - 海外連結子会社の内部通報制度：運用開始
 - コンプライアンスガイドブック改訂
 - 職場での行動規範の浸透活動の実施(国内外)
 - 海外拠点コンプライアンス連絡会の実施(マーケティング本部海外拠点会議に出席)
 - 従業員意識調査の実施(単体)
- 2020年度実績
 - 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
 - コンプライアンス意識向上活動：コンプライアンス月間を制定し、トップメッセージ発信・通報制度ポスター掲示・グループ報特集ページを実施
 - 海外連結子会社の内部通報制度：本社所管10社で運用開始
 - コンプライアンスガイドブック全面改訂
 - 職場での行動規範の浸透活動実施(国内外全社を対象)
 - 従業員意識調査の実施(エンゲージメントサーベイに盛り込み)
- 2021年度目標
 - 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
 - 海外連結子会社の内部通報制度：運用範囲拡大
 - 海外拠点も含めた全社コンプライアンス体制の見直し整備
 - 行動規範の周知活動の実施(国内外)
 - コンプライアンス意識向上活動(コンプライアンス月間)
 - 従業員意識調査の実施

KPI指標

- 重大なコンプライアンス違反の年間発生件数

- 目標
 - 重大な違反件数：ゼロ

- 進捗 (年度)


単位	2016	2017	2018	2019	2020
件	0	0	0	0	0

コンプライアンスの方針

2017年7月に川崎重工グループの役員および従業員が行動するに際して判断のよりどころとなるべき倫理基準として「川崎重工グループ行動規範」を制定しました。2019年1月に改定を行い、4月に第2版を制作しました。冒頭の社長コンプライアンス宣言において、「『川崎重工グループ行動規範』は、世界各国・地域の全役員・従業員が一丸となり、事業活動において常に正しく行動するためのものであると深く認識し、いかなる困難な状況においてもコンプライアンスを徹底するとともに、ステークホルダーとの対話を重視し、本行動規範に則して意思決定し行動する」と宣言し、当社グループの全役員・従業員に本行動規範を遵守することを求めています。

●方針の適用範囲

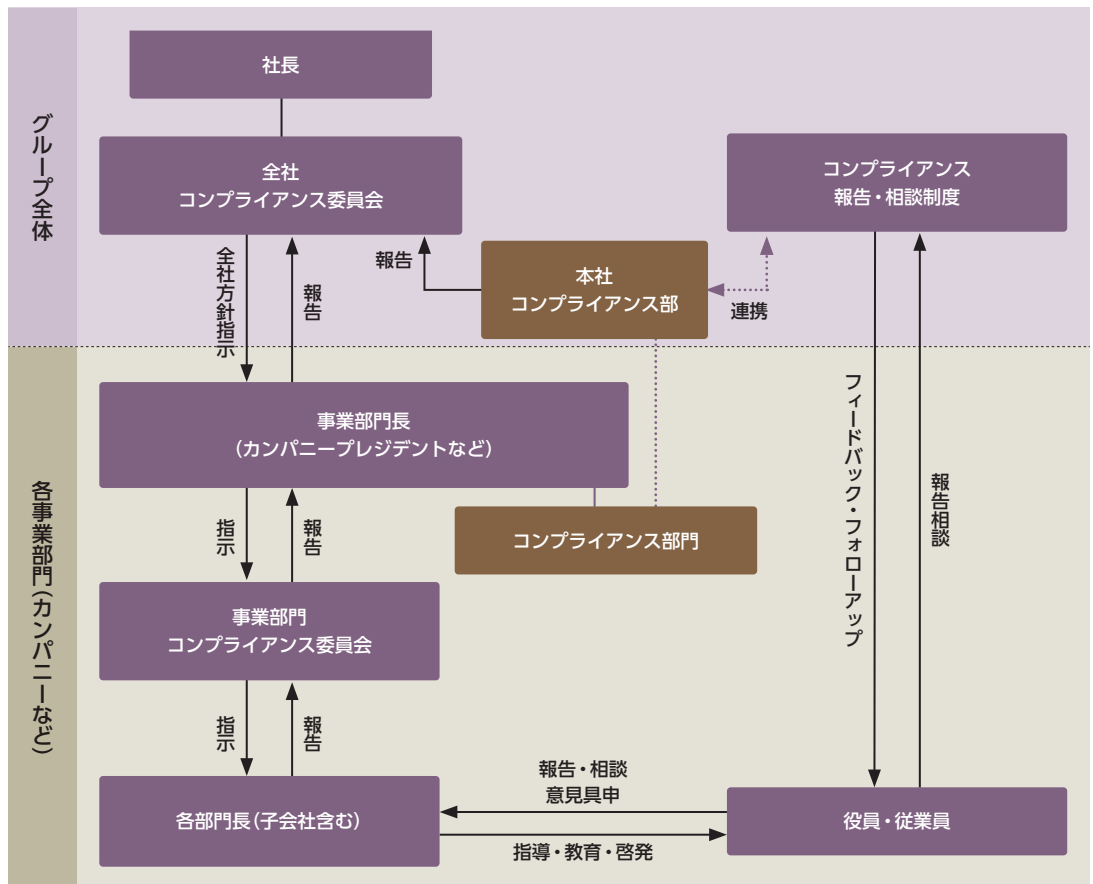
川崎重工グループ全役員および従業員

 **川崎重工グループ行動規範**
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

体制

当社グループが企業の社会的責任を果たすための各種施策を審議、決定し、遵守状況のモニタリングを行うことを目的に、社長を委員長とする全社コンプライアンス委員会を年2回以上開催しています（2020年度実績は2回開催）。また、全社コンプライアンス委員会の施策を各組織で実施するため、本社部門および各カンパニー・ディビジョンにおいて事業部門コンプライアンス委員会を年2回以上開催し、グループ全体への展開を図っています。当社グループは事業が多角化しており、それぞれの事業分野において求められるコンプライアンス活動にはビジネスの形態に即して、他の部門とは異なるものがあり得ます。一方、全社的に統一化して行うべき施策も数多くあります。このため、当社グループでは、毎年度コンプライアンスに関する全社共通の活動計画を策定し全社コンプライアンス委員会の承認を経てコンプライアンス活動を展開しています。また、各カンパニー・ディビジョンにおいても年度の活動テーマを掲げコンプライアンスに関する活動を展開しています。

コンプライアンス推進体制図



- 責任者

全社コンプライアンス委員会委員長 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

- 責任機関・委員会

当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を目的に、社長を委員長とし、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）、カンパニープレジデント、コンプライアンス担当役員、本社各本部長などで構成する全社コンプライアンス委員会を設置しています。全社コンプライアンス委員会はコンプライアンス徹底のための各種施策の審議・決定および達成状況や遵守状況のモニタリングを行っています。

なお、業務執行監査の観点から監査等委員である取締役、および広く社外の知見および意見を委員会の意思決定に反映させる観点から社外取締役も出席しています。

- 第三者によるコンプライアンス・システムの監査・外部認証

コンプライアンスの状況については、監査等委員および会計監査人により監査が行われています。

コンプライアンス M

パフォーマンス
データ

コンプライアンスの状況

コンプライアンス浸透の取り組み

● 社長コンプライアンス宣言

新しく社長が就任する際に、就任後速やかに当社グループの従業員に向けて、「社長コンプライアンス宣言」を公表しています。

● 法令遵守の宣誓書

役員就任時、幹部職員任用時には、「違反行為は絶対に起こさない」「他の従業員にも法令遵守を徹底させる」という意識を改めて確認させるため、全文を手書きで「法令遵守の宣誓書」を作成し、会社に提出することを義務付けています。同宣誓書には、「違反行為を行った場合は、処罰や処分を受ける可能性があることを理解している」旨の宣誓も含まれています。

● コンプライアンスガイドブック

社内におけるコンプライアンスの徹底のために必要・有用な情報を分かりやすく記載した、「コンプライアンスガイドブック」を日本国内の当社グループのすべての役員・従業員・派遣従業員に配付しています。「コンプライアンスガイドブック」では、当社グループのコンプライアンス体制と活動、当社の内部通報制度である「コンプライアンス報告・相談制度」の説明をはじめ、コンプライアンスに関する事項を「お客さま、お取引先の信頼確保に関する事項」、「社会の一員として守るべき事項」、「情報管理に関する事項」、「金銭の取扱いに関する事項」、「職場に関する事項」、および「管理職の責務」の6つの類型に分類される、合計20の細項目にまとめ、注意すべき事項をイラスト入りで分かりやすく紹介しています。また、「川崎重工グループ行動規範」の項目と対比できるインデックスを記載し、コンプライアンス意識向上の資料としています。本ガイドブックは、社内のコンプライアンスに関する教育・学習活動において活用されています。その内容は、2003年に最初の版を発行した後、世界的なコンプライアンス要望事項の傾向を考慮しながら、常に改訂作業を行っています（現在は、第6版）。



社長コンプライアンス宣言

https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/pdf/bcg_ja_202008.pdf

● 川崎重工グループ行動規範

2019年度に引き続き、2020年度も周知とコンプライアンス意識の向上を目的として国内の当社グループの全従業員・派遣社員を対象に「川崎重工グループ行動規範」の読み合わせとディスカッションを各部門で実施しました。実施期間中は、対象の90.9%が実施しました。

また、2020年度は海外子会社においても、読み合わせとディスカッションの周知活動を実施しました。新型コロナウイルス感染防止の観点から、各国の実情に合った実施の形態での周知活動とした結果、対象の74.1%が実施しました。

従業員意識調査

当社グループは、社内でコンプライアンス違反が発生するリスクをモニタリングするために、定期的に従業員の意識調査を実施しています。2011年度、2014年度、および2018年度に、従業員のコンプライアンス意識の浸透度を計る調査を行いました。

2020年度からは従業員エンゲージメントサーベイの中にコンプライアンス意識に関する設問を設け、モニタリングを継続しています。調査結果を検討し、必要なコンプライアンス施策を展開するとともに、従業員意識の変化や推移を分析してその後の取り組みに反映しています。

また2016年度には、海外に所属するグループ企業の一部の経営層と管理職を対象とするコンプライアンス意識調査を行い、結果を国内も含めて従業員に公表しました。同様に施策への反映を行いました。

● コンプライアンス意識調査結果

(年度)

単位	2016	2017	2018 ^{*1}	2019	2020 ^{*2}
調査回答率	—	—	93.8	—	80.0
自社は法令遵守の経営であると回答した人の割合	—	—	78.6	—	77.0

*1 集計対象範囲：川崎重工グループ(国内)

*2 集計対象範囲：川崎重工単体

内部通報制度、相談窓口

当社および国内連結子会社

当社および国内連結子会社の役員および従業員（契約従業員や派遣従業員を含む）が、業務に関連してコンプライアンス違反の疑いがあるときに報告・相談するために、外部弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を設けています。2019年10月からは、同制度で匿名による報告・相談の受付を開始し、より利用しやすい制度とすることで組織に自浄作用が働く風土・仕組みを醸成することを目指しています。

「コンプライアンス報告・相談制度」では、外部弁護士が直接報告・相談者からの相談に対応しています。匿名通報の場合は、通報された内容に基づいて対応を検討します。その後、事実関係を調査しコンプライアンス上の問題の有無を判断の上、問題があると認めた場合は、その旨と是正に向けた提言を会社に対して行います。なお、実名通報に基づいた調査の過程において、報告・相談者の了承がない限り、本人の名前などが会社に明らかにされることはありません。

調査の結果については、報告・相談者に外部弁護士が直接回答します。匿名通報の場合は、イントラネットの掲示板に案件の概要と進捗を掲示します。

本制度の案内はイントラネット、「川崎重工グループ行動規範」の折り込みリーフレット、「コンプライアンスガイドブック」、グループ報への掲載などの方法で行い、社内周知を図っています。

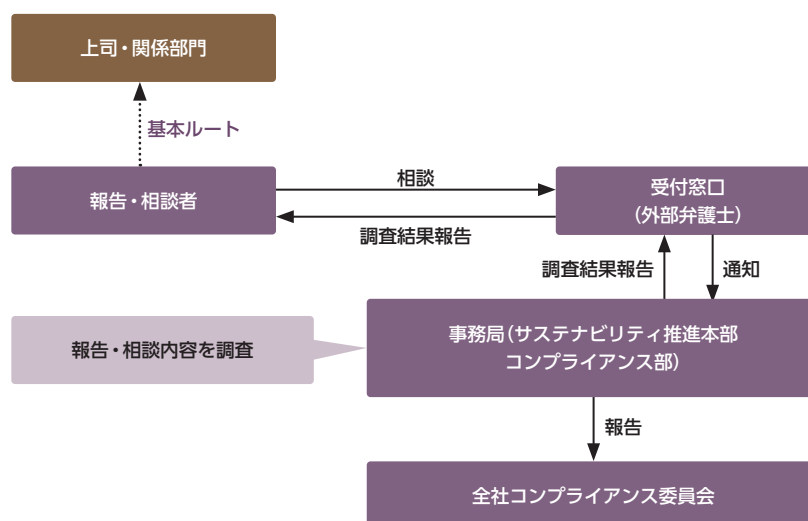
本制度の実効性および信頼性向上を図るため、本制度の運用に関して必要に応じて見直しを行っており、より利用しやすい環境の整備を行っています。

海外連結子会社

2020年より、一部の海外連結子会社を対象に「グローバル内部通報制度」を導入しました。2021年は運用範囲をさらに拡大します。

「グローバル内部通報制度」では外部の法律事務所と社内事務局が共同の窓口となって、実名・匿名両方の通報を受け付けています。

コンプライアンス報告・相談制度のフローチャート（国内）



● 内部通報・相談件数と内訳（川崎重工グループ（国内））

(年度)

	単位	2016	2017	2018	2019	2020
内部通報・相談件数*	件	20	27	29	47	39
パワーハラスメント	件	5	7	13	12	15
労務問題	件	4	10	5	14	14
金銭の不正取得	件	2	1	4	0	1
セクシャルハラスメント	件	2	3	1	1	1
脅迫・嫌がらせ	件	0	1	3	0	0
贈賄・汚職	件	0	0	0	0	0
その他	件	7	5	3	20	8

* 件数は報告・相談を受理したものであり、実際にコンプライアンス違反を認定したものではありません。

内部通報制度以外の手段で通報された事案への対応

コンプライアンス報告・相談制度の窓口以外に届いた投書やメールなどの通報に関し、コンプライアンス違反が疑われる内容については事実であるかの確認を行い、必要に応じて是正や対処を実施します。

コンプライアンス違反件数、内容、および措置

直近5年の間で行政処分や制裁の対象となる企業不祥事はありません。

腐敗防止

腐敗防止に関しては、当社グループのコンプライアンス体制を推進していくとともに、各種方針に従った事業活動、従業員への教育の実施を通じて取り組んでいます。

2019年度は、全社CSR委員会（現「全社コンプライアンス委員会」）において、外部の弁護士を講師として招き、グローバル企業に求められる腐敗防止に重点を置いたコンプライアンスについての講習を役員向けに実施しました。講習には、委員長である社長をはじめ、取締役、カンパニープレジデントの全役員が出席し、講師との質疑応答を交えながら、グローバル企業が抱えるコンプライアンスリスクや当該リスクに対処するための課題について理解を深めました。

贈賄防止

贈賄防止に関する方針

贈賄防止について、以下の通り体制の整備・運用を行っています。

①川崎重工グループ行動規範

贈賄防止に関し川崎重工グループの役員・従業員個々人の正しい行動を徹底するために、「川崎重工グループ行動規範」の中で、川崎重工グループは不適切な贈答・接待を一切行わないこと含め贈賄を許容しないことを表明するとともに、個々人がとるべき行動を示しています。

②贈賄防止規則

2013年8月に川崎重工では社則「贈賄防止規則」を制定しました。その中で「川崎重工グループは、事業を行うにあたり、法令を遵守し、日本および外国の公務員に対する贈賄を一切許容しないこと」を基本方針として定めています。

2020年5月には贈賄防止の取り組み強化ため、贈賄防止規則に加えて次の社則を整備しました。

●「日本の公務員に対する接待・贈答規程」

公務員倫理に関する国内法令（国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程を含む）を踏まえ、接待・贈答の申請手続、可否判断基準および記録保管などを定めています。

●「外国の公務員に対する贈賄防止規程」

接待・贈答・経費負担の申請手続、可否判断基準および記録保管や、仲介者（販売店、コンサルタント等）選定・継続時の確認事項などを定めています。

また、当社グループの贈賄防止取り組みについてステークホルダーの皆様にご理解いただくために、当社グループの各種体制や取り組みをまとめた「川崎重工グループ贈賄防止方針」を公表しております。

●方針の適用範囲

川崎重工グループ全役員および従業員



川崎重工グループ行動規範

<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

川崎重工グループ贈賄防止方針

https://www.khi.co.jp/sustainability/pdf/anti_bribery_policy.pdf

重点活動 / 中長期目標

● 2019 - 2021年度の達成像

- 贈賄違反件数：ゼロ
- 接待・贈答における社内ルールの見直し（グループ全体の強化）
- 海外贈賄防止研修の継続実施（集合研修・eラーニング）

進捗/成果/課題

- 2020年度目標
 - 贈賄違反件数：ゼロ
 - 贈答・接待における社内ルールの本社での社則化と、国内子会社での社則整備
 - 海外贈賄防止研修の実施(集合研修・eラーニング)
- 2020年度実績
 - 贈賄違反件数：ゼロ
 - 贈答・接待における社内ルールの本社での社則化と、国内子会社での社則整備
 - 海外贈賄防止研修の実施(eラーニング)
- 2021年度目標
 - 贈賄違反件数：ゼロ
 - 海外グループ会社での贈賄防止関連ルールの整備
 - 海外贈賄防止研修の実施(eラーニング)

贈賄防止に関する従業員教育

毎年、海外事業に関わる従業員を対象に海外贈賄防止研修を実施しています。2020年度の国内従業員向けに実施したeラーニングの受講者数は1,211名、海外に駐在する従業員向けに実施したeラーニングの受講者数は326名でした。これらのeラーニングの受講者にアンケートを実施し、受講者の理解度を把握しています。また海外ビジネス担当者向けの研修においても、贈賄防止に重点を置いたコンプライアンス教育を行っています。

贈賄に関する違反件数、内容、および措置

直近5年間で行政処分や制裁の対象となる汚職はありません。

外部組織への支出額

政治献金	(年度)					
	単位	2016	2017	2018	2019	2020
政治献金額合計	百万円	3	3	3	3	3

業界関連団体への支出	(年度)					
	単位	2016	2017	2018	2019	2020
業界関連団体への支出額合計	百万円	50	50	50	50	50

そのほか 寄付・協賛金などの支出	(年度)					
	単位	2016	2017	2018	2019	2020
寄付・協賛金などの支出額合計	百万円	255	208	173	145	178

独占禁止法(競争法) 遵守

独占禁止法(競争法) 遵守に関する方針

当社グループでは、独占禁止法(競争法) 遵守に関する取り組みに注力しています。2006年以降、毎年定時株主総会の直後に行われる最初の取締役会において、独占禁止法を遵守し、社会における当社の企業価値の維持・向上に努める旨の決議を行っています。また、「川崎重工グループ行動規範」においても公正かつ自由な競争を妨げず、健全な市場を維持するために努力することを宣言しています。

● 方針の適用範囲

川崎重工グループ全役員および従業員



川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

独占禁止法(競争法)遵守に関する従業員教育

独占禁止法に関する各種ガイドブックの発行を通じて、当社において問題となり得る事例を広く周知するとともに、独占禁止法(競争法)に関する研修を定期的の実施しています。2020年度は車両カンパニーと精密機械ディビジョン向けに独占禁止法遵守研修を実施しました。また、海外の独占禁止法については、海外独禁法研修を実施しました。

独占禁止法(競争法)遵守に関する違反件数、内容、および措置

2010年以降、公正取引委員会からの行政処分の対象となった重大な違反はありません。また2006年以降、刑事罰の対象となった重大な違反はありません。

税務コンプライアンス

税務に関する方針

当社グループの税務に関する方針を「川崎重工グループ税務方針」として制定し、グループ内の周知・浸透を図り、事業のグローバル化に対応した税務リスク管理を実施しています。

● 方針の適用範囲

川崎重工グループ



川崎重工グループ税務方針

https://www.khi.co.jp/sustainability/pdf/tax_policy.pdf

輸出管理

輸出管理に関する方針

2020年度、輸出管理における行動原則を定めた「川崎重工グループ輸出管理方針」を制定・公表しています。

川崎重工グループは、地球・社会・地域・人々と共生できる、平和で安全な国際社会を維持するために、輸出管理法令などを遵守することが川崎重工グループの社会的責任であるとの認識のもと、大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積などを目的とした取引に、当社グループの製品・サービスを提供しないよう、厳格な管理体制を構築し、適切な安全保障輸出管理を行います。

法令遵守に当たっては、当社は日本の「外国為替および外国貿易法」のほか、当社事業が米国との関わりが大きいことから、米国の再輸出規制や経済制裁にも配慮した輸出管理も実施することにより、これらに対する法令違反および行政制裁リスクの低減に努めています。



川崎重工グループ輸出管理方針

https://www.khi.co.jp/sustainability/pdf/export_control_policy.pdf

重点活動 / 中長期目標

● 2019 - 2021年度の達成像

- 該非判定*の品質向上、取引審査の効率化、輸出管理情報の保全・可視化などを目指した輸出管理システムの導入検討

* 該非判定：貨物、技術が輸出許可、役務取引許可を必要とする特定重要貨物などに該当するかどうかの判定、または確認

進捗 / 成果 / 課題

● 2020年度目標

- 重大法令違反：ゼロ

- 研修

役員、全社研修、階層別教育(新任幹部・主事)、実務研修(主管部門、責任単位主管部門、担当者)、海外ビジネス担当者、eラーニング

- 2020年度実績
 - 重大法令違反：ゼロ
 - 研修 動画配信、eラーニングを活用し、役員24名、全社研修302名、階層別教育575名、実務者向け延べ5,457名が受講しました。
- 2021年度目標
 - 重大法令違反：ゼロ
 - 研修 役員、全社研修、階層別教育(新任幹部・主事)、実務研修(主管部門、責任単位主管部門、担当者)、海外ビジネス担当者、eラーニング、オンライン研修

体制

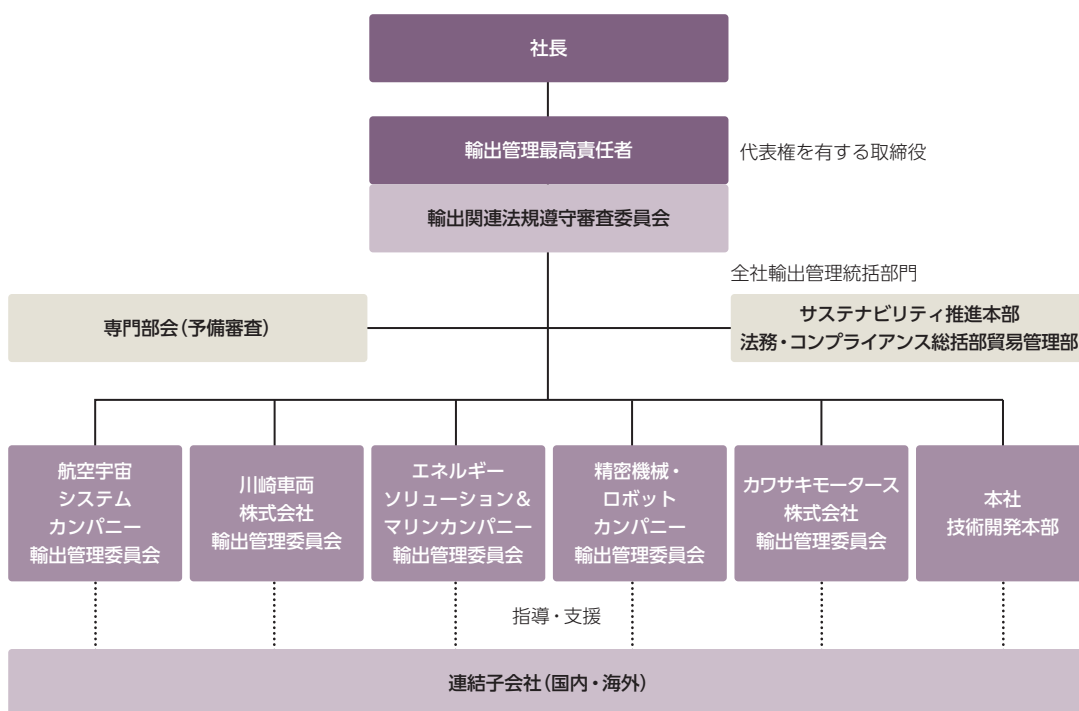
輸出関連法令の遵守を全社に徹底するため、社則として「安全保障に係る貨物・技術の輸出管理に関する規則」などを制定し、代表権を有する取締役を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を構築しています。

まず、本社に輸出管理最高責任者を委員長とする輸出関連法規遵守審査委員会(以下、「審査委員会」)を設置し、全社の重要輸出案件に関する輸出関連法令への適法性などについての最終審査や各カンパニー・ディビジョンの輸出管理体制の指導および監督を行っています。本社サステナビリティ推進本部法務・コンプライアンス総括部貿易管理部については、審査委員会の事務局を務めるとともに、全社の輸出管理部門を統括しています。また、審査委員会の下部機構として各カンパニー・ディビジョンの主管部門から構成された専門部会を置き、輸出審査、審査委員会より委嘱された事項についての審議、輸出管理関連情報などの水平展開を行っています。

次に、各カンパニー・ディビジョンに輸出管理委員会を設置し、各々の全輸出案件に対する審査および審査結果の審査委員会への付議を行うこととしています。

さらに、輸出を行っている国内・海外の連結子会社については、各社の主管カンパニー・ディビジョンを通じて輸出管理体制の構築、法令遵守の促進に努めています。

輸出管理体制図



● 責任者

代表取締役副社長執行役員 並木 祐之

● 責任機関・委員会

輸出関連法規遵守審査委員会ですべての輸出管理案件に対する最終審査を行っています。輸出関連法規遵守委員会は原則月1回開催されています。

輸出管理教育・指導

連結子会社を含めた全社に対して、対象者・目的別に輸出管理教育を実施しています。まず、2018年度から輸出管理教育の網羅性の向上や効率化のため、eラーニングを開始し、毎年約5,000名以上の従業員が受講しています。2020年度の受講者は延べ5,457名でした。また、管理職などの業務上の必要知識として、カンパニー・ディビジョンごとの階層別教育の中で輸出管理教育を実施するとともに、各カンパニー・ディビジョンの輸出管理責任者・担当者に対しては、実践的な該非判定や取引審査の実務について教育しています。

輸出管理監査に関しては、本社監査部と本社貿易管理部が共同して、毎年1回、全カンパニーおよび国内の主要連結子会社に対して、個別に監査・指導を実施しています。

輸出を行っている海外の連結子会社に対しては、輸出管理体制や輸出実績などについての実態調査を行い、所管するカンパニー・ディビジョンと共に輸出管理の指導・支援を行っています。

そのほか重要なコンプライアンスリスク

インサイダー取引の防止

当社では、従前より、インサイダー（内部者）取引の発生の防止などを目的に、社則「内部者取引管理規則」を制定し、運用・規制しています。また、2013年度からは、当社役員・従業員が当社株式を売買する場合、その旨を所定の期日までに会社への届け出を行う制度（「自社株売買事前届出制度」）を新たに設け、より一層のインサイダー取引未然防止に努めています。また、「川崎重工グループ行動規範」においても、インサイダー取引の禁止を規定しています。

●違反件数、内容、および措置

インサイダー取引規制を定めた改正証券取引法が施行された1989年以降、当社グループおよび当社グループ従業員が罰則や課徴金の対象となる、重大な違反はありません。



川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための取り組みを行っています。

「川崎重工グループ行動規範」および「コンプライアンスガイドブック」での説明に加え、「反社会的勢力対応マニュアル」を発行して、反社会的勢力に対する社内体制や具体的対応要領などの周知・徹底を図っています。また、反社会的勢力排除に係る対応を統括する部署を本社内に設置し、警察など外部の専門機関と緊密に連携しながら、反社会的勢力からの不当な要求に対して組織的に対処する体制を構築しています。

●違反件数、内容、および措置

1997年以降について調査を行った結果、反社会的勢力などからの不当な要求やアポイントメントは拒否・排除しており、違反はありません。



川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

小規模拠点における金銭取り扱いリスク対策

地方における営業所・出張所といった小規模拠点では、チェック体制が行き届きにくい、人事ローテーションが困難でメンバーが固定しやすいなど、小規模拠点特有の事情があります。これらの事情を踏まえ、特に金銭取り扱いリスクを軽減するため、チェックマニュアルの整備や監査の強化を行っています。

●違反件数、内容、および措置

直近5年の間で行政処分や制裁の対象となる企業不祥事はありません。